

みんなで支える森林づくりニュース(第6号)

平成24年8月

森林づくりに関する税検討委員会から答申が行われました

県では森林づくりを社会全体で支える仕組みとしての新たな税制度について、検討委員会を設置して導入の是非も含めて検討を重ねてきたところです。7月31日に開催された第5回検討委員会では、税導入を適当とする報告書が取りまとめられました。そして、8月10日には松村委員長ほか委員7名が出席し、知事に対して答申が行われ、報告書が手渡されました。

今回の森林づくりニュースでは森林づくりに関する税検討委員会報告書の概要を紹介します。

検討委員会報告書要旨

1 災害に強い森林づくりの必要性

山崩れの影響は山間部のみならず下流域にまで及びます。災害への対策は待ったなしの状況であり、これまで以上に防災・減災の観点からの森林整備に力を入れ、「災害に強い森林」の早期実現が必要です。

2 災害に強い森林づくりの施策

- ①災害に強い森林づくり…整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高める必要な対策を講じます。
(対策例：土砂や流木を出さない森林づくり)
- ②森林づくりを支えるための「きづかい」の促進…森林づくり活動や暮らしの中の木材利用等を進めます。
(対策例：小中学校の机、イス、内装等の木質化)

3 災害に強い森林づくりを地域社会全体で支える必要性

山村地域の過疎化・高齢化などにより、森林所有者だけで森林の機能を維持することは困難です。災害に強い森林づくりを早急に進めるため、社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みが必要です。

4 災害に強い森林づくりの財源確保

「災害に強い森林」の早期実現には、県の財政状況を考えれば、新たな財源確保が必要です。幅広く負担していただくことを踏まえ、新たな租税による財源確保が適当です。

5 新たな税制度

負担していただく方法は「県民税均等割の超過課税方式」が適当であり、税率は年額、個人で1,000円、法人で均等割額の10%相当額（2千円～8万円）が妥当です。

6 税の使途等の透明性の確保

超過課税分相当の税収を既存財源と区別し、その使途を県民に明らかにするため基金造成が必要です。また、事業の効果や結果について、第三者による評価委員会を設置し、評価検証する仕組みが必要です。



第5回検討委員会



答申の様子



検討委員会の検討状況のご確認や資料のダウンロードは、ホームページ「三重の森林づくり」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2012060032.htm>